

特別支援教育に関する主な事業

※ [] 内は、教育振興基本計画との関連性

インクルーシブ教育の推進

障害等に応じた学びの場の充実

特別支援学校

小中高等学校等

特別支援学校 MIRAI・プロジェクト
(学習指導要領の理念を踏まえた学校経営力アップ事業)

事業No.62

学習指導要領を踏まえた教育課程充実事業

事業No.62

特別支援学校キャリア・プロジェクト(キャリア教育・就労支援推進事業)

事業No.65

外部専門家活用事業(自立活動充実事業・合理的配慮充実事業)

事業No.63

特別支援学校教諭免許状保有率向上に向けた8か年計画
【後期3か年計画 [H30~R2]】

事業No.63

医療的ケアの支援体制の整備

病弱特別支援学校の再編振興の推進

事業No.66

知的障害特別支援学校の狭あい化等への対応

事業No.67

特別支援学級等サポート事業

事業No.59
事業No.63

自閉症・情緒障害特別支援学級実践研究集会

事業No.59

通級による指導担当教員等専門性充実事業

事業No.59
事業No.60

高知県障害者教育支援委員会及び教育相談員等連絡協議会

就学事務及び教育支援に関する高知県連絡協議会及び担当者連絡会

教育相談員派遣事業

教育相談・心理検査実技等基礎講座

インクルーシブ教育システム理解啓発事業

特別支援学校の幼児児童生徒の居住地校交流充実事業

事業No.64

外部専門家を活用した支援体制充実事業(旧巡回相談員派遣事業)

事業No.59
事業No.60

高等学校における特別支援教育推進のための事業

事業No.60

公立高等学校特別支援教育学校コーディネーター連絡協議会

事業No.60

特別支援連携協議会
特別支援教育推進協議会

事業No.59

学びの場の検討

共に学ぶ場の保障・充実

特別支援教育に関する主な事業の概要

1 特別支援学校の教育の充実

(1) チーム学校の構築による特色ある学校づくりの推進

特別支援学校MIRAI・プロジェクト (学習指導要領の理念を踏まえた学校経営力アップ事業)	
対 象	県立特別支援学校
<p>学習指導要領の「社会に開かれた教育課程」の理念を踏まえ、各特別支援学校の学校経営計画に基づき、児童生徒の自立と社会参加を目指した課題解決のための組織的、計画的な取組を推進する。</p> <p>(主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善プロジェクト、ICT 機器を活用した教育等支援整備プロジェクト、キャリア教育の視点を踏まえた文化・芸術、スポーツ活動推進プロジェクト)</p>	

(2) 特別支援学校等の専門性・教育内容の充実

学習指導要領を踏まえた教育課程充実事業	
対 象	特別支援学校教職員及び小・中・義務教育学校特別支援学級の担任等
<ul style="list-style-type: none"> ・研究・教務主任連絡会：特別支援学校研究主任及び教務主任を対象に、学習指導要領が示す教育内容の充実に向け校内研究等の在り方について情報共有と協議を行う。 ・教育課程研究集会：学習指導要領の主旨を踏まえ、教育課程実施上の諸課題について研究協議を行い、教職員の指導力の向上と学習指導の改善・充実を図る。 ・校内研修事業：学習指導要領の改訂の柱に基づく研究テーマを学校ごとに設定し、研究を推進する。 	

外部専門家活用事業（自立活動充実事業・合理的配慮充実事業）	
対 象	県立特別支援学校等
<p>【自立活動充実事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部人材（ST、OT、PT 等の専門家）を効果的に活用し、自立活動の指導内容や方法の改善を図るとともに、特別支援学校のセンター的機能を充実させる。 <p>【合理的配慮充実事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の「合理的配慮」の充実を図るため、専門分野の合理的配慮協力員を派遣し、教職員への指導・助言、関係機関との調整、支援体制等についてアドバイスを行う。 	

医療的ケアの支援体制の整備	
対 象	県立特別支援学校
特別支援学校への看護師の配置により、医療的ケア実施体制の充実を図る。	

特別支援学校教諭免許状保有率向上に向けた8か年計画【後期3か年計画 [H30~R2]】	
対 象	県立特別支援学校
令和2年度末までに、原則すべての県立特別支援学校教員が、5領域の特別支援学校教諭免許状(二種免許状以上)を保有するために、計画的な取得促進を図る。	

(3) キャリア教育・進路指導の充実

特別支援学校キャリア・プロジェクト(キャリア教育・就労支援推進事業)	
対 象	特別支援学校
<ul style="list-style-type: none"> ・進路支援推進会議：特別支援学校、就職アドバイザー、関係機関、企業等による情報交換・共有を行う等、就労等支援のためのネットワークを構築し、連携協力体制の充実を図る。 ・特別支援学校就職サポート隊こうち(仮)：特別支援学校の生徒の就労に向けて、施設見学や現場実習の受け入れ等の協力をしてくれる企業等の登録。 ・就職アドバイザーの活用：県立特別支援学校7校に対して、2名の就職アドバイザーを配置。就職を希望する生徒の現場実習先や新規事業所の開拓を行う。 ・早期からのキャリアガイダンス：本人や保護者が、主体的に進路を選択する力や職業意識を高めるための研修会や職場見学、現場実習を早期から実施する。 ・職場定着支援：特別支援学校高等部卒業生について、企業、施設、家庭等との連携のもとに、卒業後の社会生活について支援を行う。 ・キャリア教育スーパーバイザーの活用：企業等専門分野の人材を活用し、キャリア教育の視点を踏まえた授業改善を行う。 ・高知県特別支援学校技能検定：特別支援学校生徒が目標をもって学習に取り組み、身に付けた知識、技能、態度を、専門的な視点から評価・認定を受けることを通じて、生徒の働く意欲や自信を高める。 (雇用促進セミナー等との連携：企業等への理解啓発) 	

(4) 特別支援学校の振興

病弱特別支援学校の再編振興の推進	
対 象	県立特別支援学校
病弱特別支援学校の児童生徒の多様な教育的ニーズや進路希望に対して、関係機関と連携した的確な支援や、安全で安心して学ぶことができる教育環境の整備、県内唯一の病弱特別支援学校としてセンター的機能を果たすことのできる専門性の高い学校を目指した再編振興を進める。	

知的障害特別支援学校の狭あい化等への対応	
対 象	県立特別支援学校
知的障害特別支援学校の児童生徒数の増加傾向による学校の狭あい化等の課題に対し必要な対策を講じる。	

2 インクルーシブ教育システムの構築

(1) 共生社会の形成に向けた理解啓発

特別支援学校の児童生徒の居住地校交流実践充実事業	
対 象	県立特別支援学校に在籍する児童生徒
<p>県立特別支援学校の幼児児童生徒が、居住地校とのつながりを大切にし、地域社会の一員として主体的に豊かな生活を送るようになるため、児童生徒が居住する地域にある小・中学校との交流及び共同学習の充実を図る。</p>	

インクルーシブ教育システム理解啓発事業	
対 象	県内の幼稚園・保育園、小・中・高等学校等
<p>高知県の特別支援教育に関するリーフレット（すべての子どもが輝くために）等を活用し、市町村教育委員会等を通して、幼稚園・保育園、小・中学校等、また保護者、関係者等に対して、インクルーシブ教育システムや特別支援教育についての理解啓発を行う。</p>	

(2) インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた就学相談及び就学先決定の推進

就学事務及び教育支援に関する高知県連絡協議会及び担当者連絡会	
対 象	県立特別支援学校、市町村（学校組合）教育委員会の就学等事務担当者及び教育相談担当者
<p>市町村教育委員会及び特別支援学校に対して、インクルーシブ教育の理念を踏まえた障害のある子どもの適切な就学を推進するため、就学等事務及び教育支援に関する研修及び協議を行い、担当者の資質の向上を図る。</p>	

高知県障害者教育支援委員会及び教育相談員等連絡協議会	
構 成	学識経験者、医師、教育機関の職員、行政機関の職員、県立特別支援学校教育相談委員等
<ul style="list-style-type: none"> ・高知県障害者教育支援委員会：障害を有する児童生徒等のうち教育上特別な支援を必要とする者の障害の状態等を判断し、適切な就学やその他必要な教育支援について協議する。 ・教育相談員等連絡協議会：特別支援学校における就学等事務を円滑に行うために、就学等事務や教育相談の在り方を研修し、障害のある子どもの適切な就学の推進を図る。 	

(3) 特別支援学校のセンター的役割の充実

教育相談員派遣事業	
対 象	障害がある又は障害があると思われる就学前の幼児及び小・中・義務教育学校・高等学校に在籍する児童生徒並びにその保護者、関係者
<p>特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒やその保護者に対し、教育、福祉、医療等の専門機関が連携した早期からの教育相談を実施し、適切な就学やその後の学びの場の柔軟な見直し、進路選択が円滑に行われるようにする。</p>	

教育相談・心理検査実技等基礎講座	
対 象	県立特別支援学校教育相談担当者
<p>教育相談や心理検査の実施方法や検査の解釈の仕方を理解し、特別支援学校における教育相談担当者としての実践力の向上を図るとともに、地域の保育所や幼稚園及び学校に対して、発達障害等のある子どもの指導・支援に関する助言ができる力を身につける。</p>	

3 小・中・高等学校等における特別支援教育の充実

(1) 発達障害等のある児童生徒への支援の充実

外部専門家を活用した支援体制充実事業 (旧巡回相談員派遣事業)	
対 象	保育所及び幼稚園、小・中学校及び高等学校の通常の学級
<p>発達障害等の特別な支援を必要とする幼児児童生徒の特性に応じた指導や支援を行うために、専門知識や経験を有する専門家や特別支援学校の教員を巡回相談チームとして各園・学校の支援会に派遣し、通常の学級における支援の充実を図る。</p>	

公立高等学校特別支援教育学校コーディネーター連絡協議会	
対 象	公立高等学校の特別支援教育学校コーディネーター
<p>高等学校において、校内支援体制の要となる特別支援教育学校コーディネーターの専門的な知識や理解を深め、特別な支援を必要とする生徒の自立や社会参加を目指した指導、支援の充実を図る。</p>	

(2) 連続する「多様な学びの場」の充実

高等学校における特別支援教育推進のための事業	
対 象	県立高等学校
<p>高等学校における通級による指導充実へ向けて、遠隔教育システム等を活用した研究ネットワークを構築し、担当者の専門性向上を図るとともに、通級による指導における実践の周知を通じて高等学校における特別支援教育の取組充実を図る。</p>	

通級による指導担当教員等専門性充実事業	
対 象	通級指導教室(対象障害種：LD、ADHD、病弱)を設置している小・中・高等学校
<p>通級による指導を担当する教員の専門性の向上のため、専門家派遣や訪問支援及び、通級による指導者連絡協議会を開催し、実践や課題の共有、切れ目のない支援の充実を図る。</p>	

特別支援学級等サポート事業

対 象 特別支援学級を設置している小・中・義務教育学校及び障害のある生徒が在籍する高等学校

県立特別支援学校と教育事務所が連携し、小・中学校の特別支援学級や、高等学校に在籍する障害等のある児童生徒の指導方法・指導内容の工夫改善を図るための支援を行う。

ケースに応じて、特別支援学校の外部専門家活用事業(自立活動)と連動し、ST、OT、PT 等の外部専門家を派遣、県立特別支援学校及び教育事務所との協働による支援を行う

自閉症・情緒障害特別支援学級実践研究集会

対 象 自閉症・情緒障害特別支援学級担任

すべての自閉症・情緒障害特別支援学級担任を対象とした実践研究集会を東部、中部、西部の各圏域で実施、自立活動の趣旨に沿った教育課程が確実に各設置校で実施されるよう、担任の専門性向上を図る。

地域ネットワーク事業

特別支援連携協議会

特別支援教育推進協議会

構 成 学識経験者、医師、教育機関の職員、行政機関の職員

発達障害を含めた障害のある幼児児童生徒への専門的な立場からの支援や、関係機関の連携など、地域における支援体制の整備を進めるための地域ネットワーク(連携協議会)を構築するとともに、全県的な視点で小中高等学校等における特別支援教育の推進について現状分析や課題の提言などを行う推進協議会を設置する。